

## 令和4年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 令和4年11月25日(金) 10:00~11:23
- 2 場 所 復興公営住宅勿来酒井団地 集会所(いわき市)
- 3 出席者 伊澤町長、徳永副町長、平岩副町長、舘下教育長、横山復興推進課長、藤本建設課長、中野住民生活課長、高橋健康福祉課長、相楽農業振興課長、中里戸籍税務課長、橋本秘書広報課長、松原支援員(12人)

4 町民出席者 13人

### 5 町長あいさつ概要

今年の町政懇談会は、今年8月30日の特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴い、一時立入りのバス立入受付やコールセンター受付などの運用が変更されるため、町民の皆さまにその内容をご説明し、町政全般についてご意見をお伺いしたい。

### ○町内復興の取り組みについて

1) 特定復興再生拠点区域の避難指示解除については、住民説明会を県内外11カ所で行い、町民の皆さまから様々なご質問やご意見、ご要望をいただいた。これを踏まえ、町議会に説明し、特定復興再生拠点区域の避難指示解除について了解をいただいた。国・県と協議を経て、8月30日、午前零時に避難指示解除を行った。

現在の特定復興再生拠点区域の除染の進捗率は、令和4年9月現在で、94%となっており、現在では約40名が町内のご自宅やアパート、駅西地区に整備された災害公営住宅で生活をしている。

2) 駅西地区生活拠点等の整備については、令和4年10月に先行の25戸が完成し、18戸への入居が開始された。全体で86戸中50戸の登録が決定している。

ロータリー南エリア47戸については、世界情勢の大幅な変化や新型コロナウイルス等の影響により、資材調達に時間を要し、入居時期を変更せざるを得ない厳しい状況となっており、約7カ月遅れの令和6年5月入居予定となる。

また、駅西地区には令和5年2月の開設を目標に、診療所を建設中である。

3) 役場仮設庁舎については、8月27日に町内のJR双葉駅東側に新庁舎が完成し、開庁式を行い、9月5日から約100名の職員が業務を行っている。これまでのいわき事務所は、いわき支所として約30名の職員が業務を行っている。避難先の町民の方が不便にならないように取り組んでいる。

4) 復興まちづくり計画については、今年6月に復興まちづくり計画(第三次)を策定した。解除後の戦略や中長期的な取り組みなど、復興まちづくり並びに町政の方向性を具体的に示すものである。

5) 特定復興再生拠点区域外 帰還困難区域への帰還意向調査については、内閣府と

共同で、中間貯蔵施設区域を除く帰還困難区域に土地又は建物を所有している方及びその方と同居されていた親族の方を対象に、帰還意向調査を実施した。これまで対象世帯の約47%の世帯の皆さまから回答があり、引き続き回答を受付している。集計結果等については今後も町広報紙などでお知らせしていく。

6) 特定復興再生拠点区域内の営農再開への取り組みについて、除染後の農地については羽鳥地区をはじめ他4地区において、保全管理が行われているところであり、本年は、下羽鳥地区において、避難先からすぐに帰還しない農家の農地を作業受委託組織等が一時的に耕作する「管理耕作」が行われ、ブロッコリーが植え付けされたところ。

町では、令和2年度に策定した双葉町地域営農再開ビジョンにより、令和7年度の営農再開に向け、除染や水路等農業施設の復旧、農地集積、集約化、農業生産基盤の整備、多様な担い手の確保に取り組んでいく。

避難指示解除区域の農地除染については、除染の進捗率は令和4年9月末現在98%となっており、特定復興再生拠点区域外の農地についても引き続き除染を行うよう国に強く求めている。

7) 除染廃棄物の仮置き場から中間貯蔵施設への搬入状況については、県内で発生した除染廃棄物である除去土壌については、2015(平成27年)3月の輸送開始から今年9月末までに約1,331万 $\text{m}^3$ が輸送されている。

また、中間貯蔵施設への搬入が進んだことにより、福島県内の仮置き場等については、1,372カ所であったが、そのうち1,330カ所の搬出が完了した。

環境省では、県内に仮置きされている帰還困難区域を除く除去土壌等の搬入を令和3年度末までに概ね完了させたところであるが、現在は、主に特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進めている。

#### ○高速道路通行料金、医療費の一部負担等の免除について

ふるさと帰還通行カードにより、令和5年3月31日までの無料措置の延長となっている

が、さらに延長するよう国に求めている。

医療費の一部負担金等の免除、その他現在実施されている生活再建に係る支援等について

でも継続されるよう、国及び関係機関に働きかけていく。

#### 6 説明(中野住民生活課長)

##### ○特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴う運用変更等について

#### 7 懇談概要

(羽鳥：男性)

羽鳥、長塚地区の保全管理とほ場整備についてお聞きしたい。農地保全管理組合を立ち上げ、ほ場整備についても役員会まで開いたが、ほ場整備については2年間何もして

いない。このままの状態だとほ場整備の無料の期間が終わってしまう。収入のない農地から保全管理が個人負担になってしまうと考え、先の見えない保全管理をできる人がいるのか。何もしていないでいるとまたもとの耕作放棄地になり町の復興の妨げになってしまうのではないかと心配している。

また、羽鳥地区の農地はU字溝が入っていないため、イノシシに潰されて水が通らなくなっている。直していただかないと農地の復興は難しい。

(伊澤町長)

ほ場整備については農地を持っている人の要望が主体でやるもので、町でやりなさいとか、できませんとかというものではない。あくまでも地権者の皆さんの要望でやるもので地権者の皆さんの90%の同意がなければならぬというのが決まりだが、当初立ち上げから78%止まりで90%まで増えない状況である。賛同しない人がいると聞いている。農地の利活用に反対している人をどのように説得するのか。何とか農地の利活用のために打開できる方法はないかと考えている。東北農政局や県の担当者と話をし、打開できることはないか協議をしている。できれば一気にやりたいところであるが、反対している方の説得ができずにいるため部分的に合意を得られた所の農地だけでも段階的に少しずつでも動かしていくことを提案いただいている。地権者の皆さんの会合があれば出席して町として考えを説明していきたいが、どうしても強制ではないので賛同がなければ進まないということをご理解願いたい。

(相楽農業振興課長)

令和2年9月に地権者会設立総会が開催され、同年12月には役員会が開催されたところだが、新型コロナウイルスの影響があり引き続きの取り組みを進めることができなかった。ほ場整備の仮の同意が78%から変動はなく、その間町としては、同意いただけなかった方に対して電話や訪問等を行ったが同意が得られない状況が続いている。昨年、相双農林事務所との協議を行い、ほ場整備を進めていくための提案を受けたところです。ほ場整備を進めるための調査計画が本来なら仮同意が90%でなければならぬが、取り組みを進められるように考えている。先日も地権者会の代表者から早くやってほしいとの要望も受けているので、なかなか動けなかったところを動かすようにしたい。

イノシシに荒らされた水路の被害状況については、行政区長を通じてご連絡をいただきたい。また現場を見て確認し、補修できるところはやっていきたい。

(羽鳥：男性)

特例措置とかはないものか。なんとか前進できるような方策を考えてほしい。

(長塚二：女性)

特定復興再生拠点区域の避難指示解除とともにNHKの受信料の支払いが発生している。町内で自宅を解体した後の土地に対する税金についてはどうなのか教えてほしい。

(中里戸籍税務課長)

解体した土地と家屋の固定資産税は、解除から3年間については地方税法で2分の1の減免となることが定めてあるが、固定資産税は町の方で決めることになっているので、減免について、他の自治体の状況を踏まえながら議会に説明して決定していくようになる。

家屋を取り壊した後の土地については、居宅200㎡までは6分の1、それ以上については3分の1という震災前から住宅の特例措置があり家を取り壊しても令和8年までは特例を継続できるという定めがある。

(長塚二：女性)

以前は駅東側の商店街があった所の町並みを残すという、まちづくりプロジェクトがあったと思うが、変わったのか。

(横山復興推進課長)

復興まちづくり計画(第二次)の駅東側のまちなか再生ゾーンのことかと思うが、個人所有の家屋が多く、解体が進んで更地になりなかなか難しいので、復興まちづくり計画(第三次)においては、駅前から双葉厚生病院までの東西地区に商業施設を入れて賑わいを取りもどし横に広げていこうという計画になっている。役場新庁舎北側や町体育館の跡地などに飲食店などの商業施設を計画している。今後、入っていただける方を公募しながら進めていく。

(渋川：男性)

来年4月入居予定の駅西住宅の入居は変更になるのか。

(横山復興推進課長)

令和5年4月入居予定の北側9戸については、予定どおりである。南側は7カ月遅れになる。

(羽鳥：男性)

双葉町に家を建てるかどうか計画はまだ立っていないが、羽鳥地区に家を建てることは可能なのか。上水道などは通っているのか。

(伊澤町長)

特定復興再生拠点区域内であれば可能である。建築希望がある方については優先的にインフラ整備を行う。建築の日にちが決めれば、その時期に間に合うように対応していく。

(長塚二：男性)

NPO 法人みんぷく主催でいわき市の各復興公営住宅の課題について話し合い、県も了解して行った。課題は、共益費の回収の問題。高齢化により役員のなり手がいない。入居から5年後に家賃が上がるのがネックになって、若い人が団地を離れていく。本来なら来年1月に県と合同で話し合う予定になっている。双葉町の駅西住宅においても課題は同じではないかと思われる。

勿来酒井団地では、転居する人や現在3人の方（高齢者）が入院している。復興公営住宅勿来酒井団地ができて4年半の間に20の方が亡くなった。今年度は17回救急車を呼んでいる。

駅西には診療所ができるとのことだが、歯医者、薬局はどうか、それらが可能なら勿来酒井団地にいる人も双葉に行っても良いと言っている人もいる。復興公営住宅には家賃の入居基準があって、年数がたつと家賃が急激に高くなるので双葉には戻れないという人もいる。駅西は災害公営住宅より賃貸住宅の方が多く、家賃は災害公営住宅よりは賃貸住宅の方が安い。ここの課題が町西の課題になるのではないかと危惧している。それらを解決すれば双葉に戻る人が多くなるのではないか。

（伊澤町長）

家賃の問題については収入所得のある人がそれなりの料金を払ってもらうことはルール上変えることは難しい。種類にもよるが、駅西住宅では、1番低い金額で月4,000円から7,000円、高い人だと月70,000円前後になるが、これが高いかというのと、3LDKで戸建てを考えると決して家賃が高いとは感じていない。いわき市で同じような住宅関係だとこれくらいの金額では入れない。

町の町営住宅も将来的には作っていかなければならないと考えている。料金の設定も町で決めることができるのでもう少し優しい対応ができると思うが、賃貸住宅に関してはそれなりの適正金額は払ってもらうようになる。通常の家賃よりは安価にできるようにしていかなければならないが、皆さんが帰還するあてがない中で町営住宅は建てられない。一番問題なのは、町営住宅を造ったけれども人は戻りませんというのは町として成り立たなくなってくる。戻ってくる人が多い状況で足りないというのなら建築を進めていくが、造ったけれども人が住んでいないということがないようにしなければならない。戻ってきた住民に安価な金額で入居してもらえそうな町営住宅についても今後検討していく。

（長塚二：男性）

勿来酒井の復興公営住宅の家賃が5年目から30,000円くらい上がる。最初が月70,000円の最高額の人には月100,000円になると実際に聞いている。双葉町の災害公営住宅でも7年くらい経つと月200,000円になる。賃貸住宅だと月55,000円くらいで済む。60歳まで勤めた人の年金収入で計算するとほとんどの人は家賃が上がってしまう。

(横山復興推進課長)

家賃については低減化ということで5年間は国の補助が出ており、6年目から10年目にかけて段階的に上がっていくようになる。11年目からは全ての収入を計算しての家賃になるが、今、資料を持ち合わせていないので個別的に対応したい。

(山田：男性)

帰還困難区域の除染については、どのようになるのか。

(伊澤町長)

帰還困難区域の除染については、政府方針が変わり、2020年代にかけて戻りたい人がいれば帰還困難区域も除染を行うということで、住民意向調査を行っているところである。戻りたい人を優先的に戻るエリアを除染していく。家の敷地だけではなくしっかりと生活できるようなエリアの除染を求めている。生活するのに不便にならないような除染の対応について国との協議中である。帰還困難区域の除染は、令和6年から行うようになる。一方で大熊、双葉については、先行的に来年度モデル除染を行うことの方性が決まっている。国と協議をして了解を得てからになるが、特定復興再生拠点区域の避難指示解除により各行政区の中で分断され、行政区全域の除染には至っていないところを解消して特定復興再生拠点区域を広げていく。特別通過交通のところの広域的な除染もセットで求めている。

帰還困難区域の除染に関しては、戻ると意思表示をした人が優先にはなるが、町域の80%の帰還困難区域の優先順位を決めて、帰還困難区域全域を除染してもらうことを国に働きかけていく。国との協議と住民の皆さんの帰還意向がベースになるので、皆さんの意向に沿った取り組みをしっかりとやっていきたい。

閉会（閉会時間 11時23分）